

川崎市都市計画マスタープラン 案

都市計画マスタープランの構成

- | | | | |
|-------|-------|--------|-------|
| 第 1 編 | はじめに | 第 6 編 | 高津区構想 |
| 第 2 編 | 全体構想 | 第 7 編 | 宮前区構想 |
| 第 3 編 | 川崎区構想 | 第 8 編 | 多摩区構想 |
| 第 4 編 | 幸区構想 | 第 9 編 | 麻生区構想 |
| 第 5 編 | 中原区構想 | 第 10 編 | おわりに |

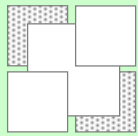
平成 18 年 11 月

川 崎 市

はじめに

策定の趣旨と位置づけ

計画の要件



策定の趣旨と位置づけ

1 策定の趣旨

- ・都市計画は、公共の福祉を増進するために、適正な制限のもとに土地の合理的な利用を図るとともに、市民生活や都市活動にとって必要な都市施設の整備などを定めるものです。
- ・都市をめぐっては、高度成長期の急速な都市化の時代から、成熟した都市型社会の時代を迎えています。少子高齢社会が到来し、これまでの人口増加を前提としたまちづくりから、既成市街地の再整備、地域の実情に応じたまちづくり、バリアフリーや環境、景観といった生活の質の向上に資するまちづくりが求められています。
- ・平成4（1992）年に都市計画法が改正され、新たに、「市町村の都市計画に関する基本方針（都市計画マスタープラン）」（都市計画法第18条の2）の制度が創設されました。21世紀を迎え、分権型社会が確立する中で、都市計画制度の運用は、自治事務として自治体の責任と判断によって進めていかなければなりません。
- ・都市の健全な発展と秩序ある整備を進めるためには、公共と市民や民間の適切な役割分担のもと、公共部門が中心となって進める道路・公園等の都市施設の整備と市民や民間部門が中心となって進める建築活動がバランス良く進むことが必要です。
- ・このマスタープランは、長期的視点に立った都市の将来像を明らかにし、計画的な都市計画行政を進めるにあたっての指針とするものです。マスタープランの策定過程に、広く市民の参加を求め、どのような都市をどのような方針の下に実現しようとするのかを示すことにより、市民とともに都市の将来像を考え、都市づくりの方向性についての合意形成が促進されることも目的としています。市民と行政との協働により、望ましい都市像を実現していくための指針としての性格を持っています。

2 都市計画マスタープランの位置づけ

（1）市が定める都市計画の基本方針

- ・市民の意見を反映し、おおむね20年後の将来の都市像（市街地像）を展望し、地域地区等の土地利用の方針や道路・公園等の市民の生活・経済活動を支える都市施設整備の方針、市街地整備の方針を明らかにします。
- ・マスタープランが策定されると、今後、川崎市が決定する地域地区や都市施設、市街地開発事業等の個別・具体の都市計画は、このマスタープランに掲げられた基本方針に即して定められることとなります。
- ・マスタープランは、個別・具体の都市計画決定の詳細や都市計画事業の事業計画などを定めるものではありません。マスタープランの「計画・実行・評価・改善」といった一連の進行管理の仕組みの中で、その具体化を図っていきます。

（2）議会の議決を経て定められた「市の基本構想」との整合

- ・都市計画法の規定に基づき、「議会の議決を経て定められた基本構想（地方自治法第2条第4項）」に即して定めます。
- ・総合的、かつ、計画的な行政運営を図るため、「川崎再生フロンティアプラン」との整合を図って定めます。

（3）県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」との整合

- ・都市計画法の規定に基づき、神奈川県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都

市計画法第6条の2)」に即して定めます。

(4) 関係部局が所管する政策領域別基本計画との整合性の確保

- ・都市計画に関する一体的・総合的な方針とするために、住宅基本計画や都市景観形成基本計画、緑の基本計画（緑の30プラン）、環境基本計画等、都市計画と関連のある政策領域別の基本計画との調整を図り、計画間の整合性を確保します。

(5) 公民の役割分担を踏まえたまちづくりの指針としての活用

- ・マスタープランは、個別の開発行為や建築行為等を直接規制するものではありません。ただし、都市計画の総合性・一体性を確保し、望ましい都市像を実現するために、公民の役割分担を踏まえ、公的セクターによる根幹的な都市基盤施設の整備と、民間セクターを主とした建築活動、地区の基盤施設の整備とのバランスを図ることが必要であり、「大規模な開発行為や建築行為、土地利用転換に対する誘導の指針」として活用をしていきます。
- ・具体の土地利用規制を行うためには、地区計画や建築協定等の法定計画の策定が必要になります。市民と共に望ましい将来の都市像を共有しつつ、公民のパートナーシップに基づき、「市民と行政が協働して取り組むまちづくりの指針」、「市民発意によるまちづくりルールの策定の指針」としても活用していきます。

3 都市計画マスタープランの目標期間

- ・おおむね20年後の将来の都市像（市街地像）を展望し、都市計画の基本的目標・基本的方向を定めます。
- ・道路・公園等の都市施設の計画目標、市街地開発事業の計画目標については、優先的におおむね10年以内に取り組む事項を示します。
- ・策定後の社会情勢の変化に対応するために、5年ごとの都市計画基礎調査等を踏まえた定期的な見直し、又は、必要な時期における機動的見直しを行います。

4 都市計画マスタープランの構成

本市のマスタープランは、次の三層構成とします。

全体構想（川崎市全体のまちづくりの方針）

区別構想（行政区ごとのまちづくりの方針）

まちづくり推進地域別構想
（おおむね小・中学校区や町内会・自治会の区域等の一定の地域を単位として、地域の住民等の発意と合意で策定する地域のまちづくりの方針）

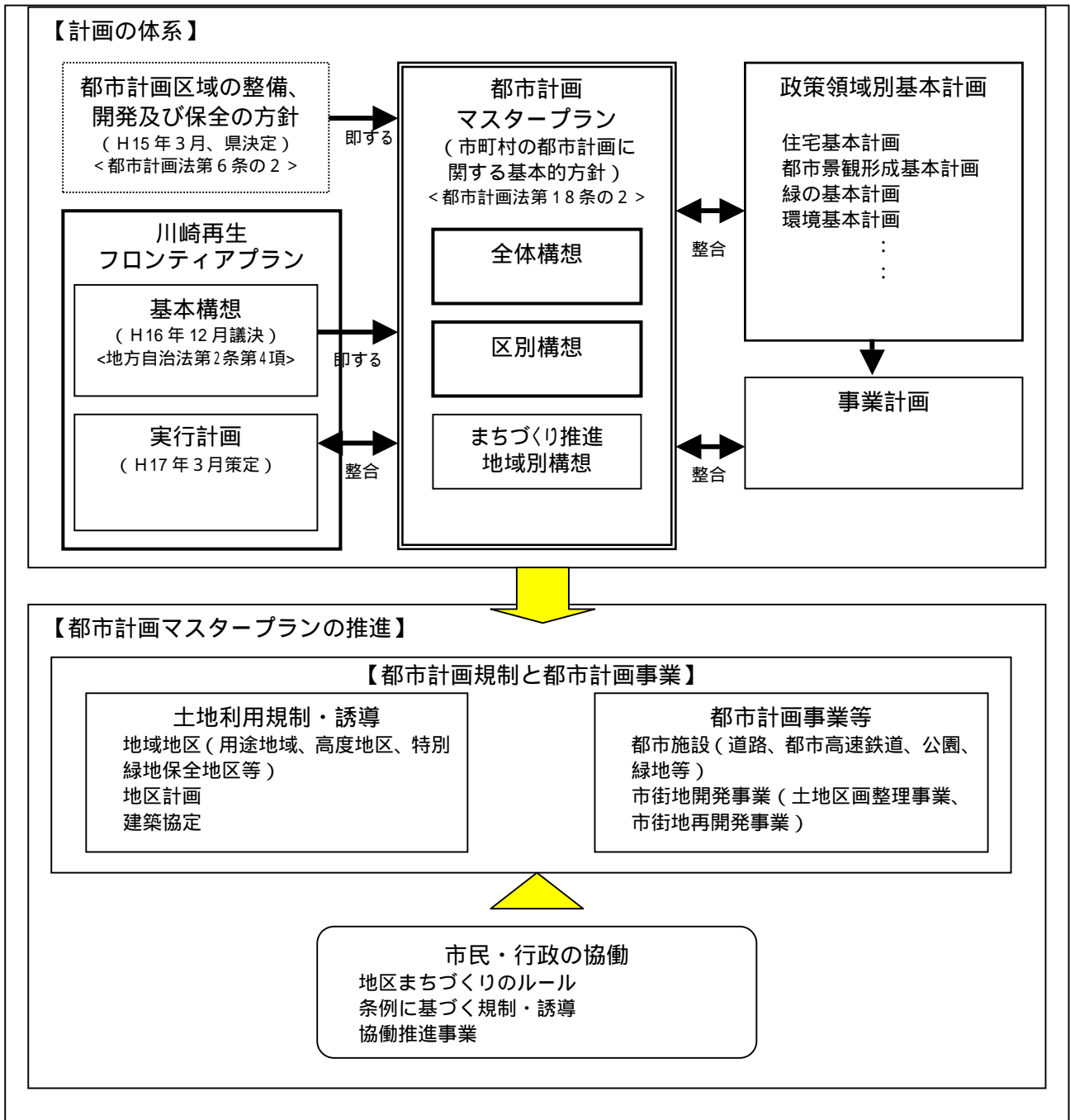
*今回は、全体構想と7区の区別構想を決定します。まちづくり推進地域別構想については、地域における地域住民等の発意による主体的なまちづくり活動を支援し、熟度の高まった地域で順次策定し、マスタープランに加えていきます。

全体構想と7区の区別構想の位置づけ

- ・全体構想は、「川崎再生フロンティアプラン基本構想」に即して、第2部「将来の都市像」及び第3部分野別の基本方針を定めます。

案

- ・ 7区の区別構想は、全体構想に即するとともに、第2部「めざすべき都市像」については、市民参加による「区民提案」の基本的考え方や枠組みを尊重し、第3部「分野別の基本方針」については、各区の地域特性を活かした各々の方針として、「市民と行政が協働して取り組むまちづくりの指針」や「市民発意によるまちづくりルール策定の指針」の性格を併せ持つ方針として決めました。



5 策定手続

(1) つくる参加

全体構想素案の公表

- ・ 平成 10（1998）年 7月に、従前の総合計画である「川崎新時代 2010 プラン」の「基本構想」に即する形で、「全体構想素案」を公表しました。これは、「区別構想」を策定するガイドラインとして位置づけ、最終的に、「区別構想」と整合を図った形で決定することとしました。しかし、

案

平成 16 (2004) 年 12 月に、新しい基本構想が策定されたため、新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」の「基本構想」に即する形で、「全体構想素案」の見直しを行いました。

区別構想区民提案の作成

- ・各区にまちづくり推進組織推薦、町内会・自治会等団体推薦、公募委員によって構成される「都市計画マスタープラン検討委員会」等を設置し、議論が重ねられました。
- ・区民提案の作成に先立って、都市計画制度に関する学習会や、地区カルテの作成(麻生区、幸区)まちづくりビジョンの策定(高津区)といった準備活動が取り組まれました。
- ・区民提案の作成にあたっては、市民参加による策定プロセスを重視する(幅広い市民意見の反映方法を工夫する) 地域に積極的にももむき、地域の資源・課題を発掘する、行政情報に基づき、他の政策領域別基本計画や進行中の計画・事業との整合を図ることに重点を置いて取り組まれました。
- ・作成期間は、各区とも、おおむね 1 年半から 2 年の長期にわたり、検討委員会等を、20 数回重ねるとともに、検討委員会主催のフォーラムを途中段階で開催し、広く市民の意見を反映させることに努めました。また、現地調査や、町内会・自治会、商店会、工業会、PTA の方々とも意見交換を行いながら、地域の実情を踏まえ、「区民提案書」が取りまとめられました。

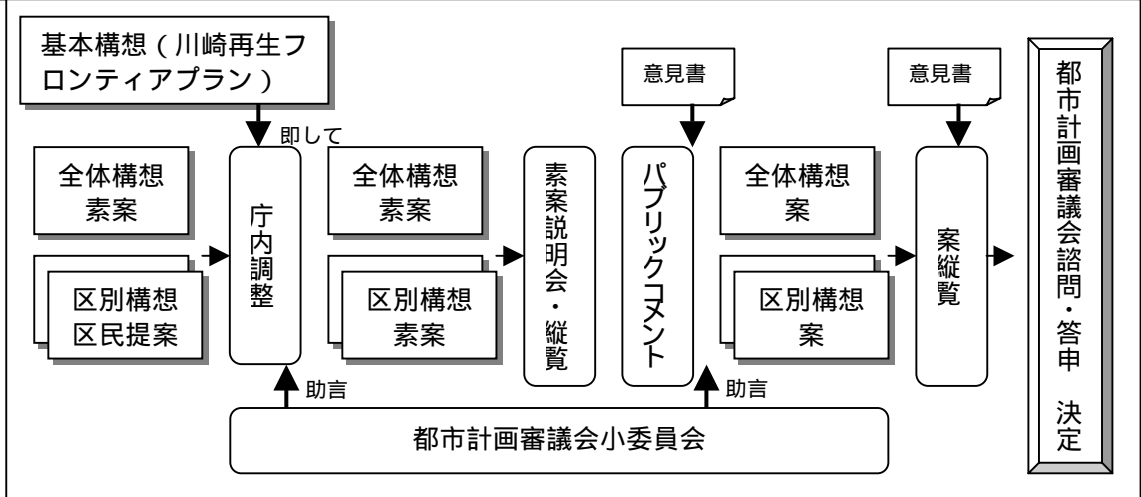
< 区別構想検討のスケジュール >

	H10 1998	H11 1999	H12 2000	H13 2001	H14 2002	H15 2003	H16 2004	H17・H18 2005・2006
総合計画	川崎新時代 2010 プラン						川崎再生フロンティアプラン	
全体構想	素案公表説明会							決める参加(市民参加手続 都市計画審議会)
区別構想	川崎区	学習会	区民提案作成					
	宮前区			区民提案作成				
	中原区			学習会	区民提案作成			
	麻生区				地区カルテ	区民提案作成		
	高津区				ビジョン	区民提案作成		
	多摩区					学習会	区民提案作成	
	幸区					地区カルテ	区民提案作成	

(2) 決める参加

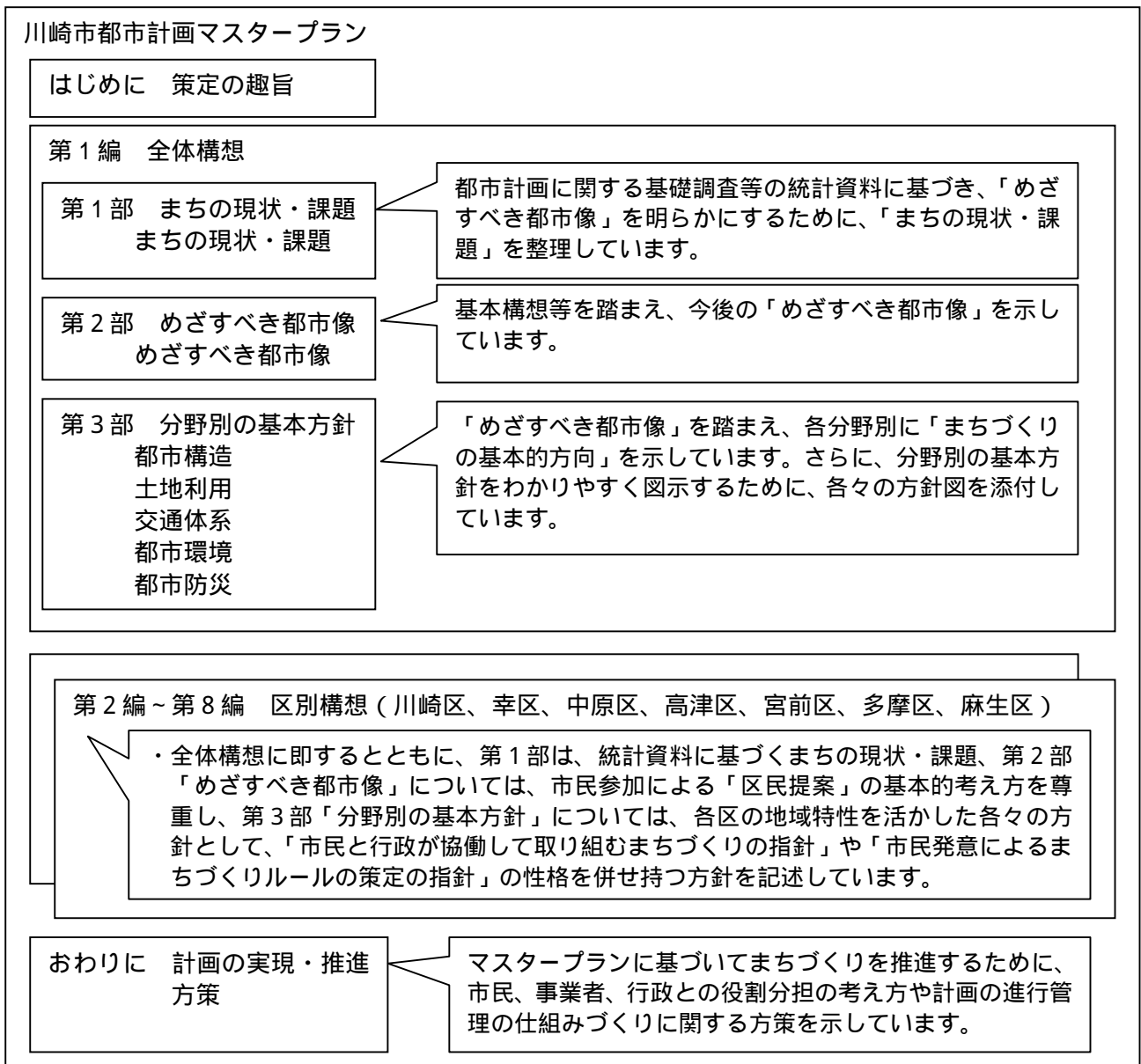
- ・庁内に、関係部局で構成される「都市計画マスタープラン調整会議」を設置し、「新総合計画(川崎再生フロンティアプラン)」や政策領域別基本計画との調整を図り、行政計画としての「都市計画マスタープラン素案」を作成しました。
- ・都市計画マスタープランを、専門的な第三者の意見も踏まえて立案していくことが必要であることから、都市計画審議会に、学識経験者委員による「都市計画マスタープラン小委員会」を設置し、小委員会から助言を得て素案及び案の検討を行いました。
- ・改めて、広く市民の意見を反映させたマスタープランとするために、素案説明会の開催や素案の縦覧、パブリックコメント、案の縦覧等の都市計画決定に準ずる手続を経て、最終的に、都市計画審議会に諮問し、その答申を受けて決定しました。

案



6 計画書の構成

(1) 全体構想と区別構想の章立て構成



(2) 章ごとの構成

まちづくりの基本的方向

全体構想では、「川崎再生フロンティアプラン基本構想」を踏まえて、めざすべき都市像やまちづくりの基本的方向を示しています。
 区別構想では、全体構想を踏まえて、区民提案の基本的考え方を尊重し、めざすべき都市像やまちづくりの基本的方向を示しています。

< 現状・課題 >

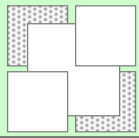
都市計画に関する基礎調査等の統計情報に基づく現状や、区民提案書により提案された課題を考慮し整理しています。

めざすべき都市像を実現するためのまちづくりの基本的方向（道筋や方策）を示しています。都市施設や市街地整備の計画目標にかかわる記述については、おおむね 10 年以内に優先的に取り組む事項を示しています。

(3) 文章表現について

マスタープランの文章表現（語尾の記述）については、実施主体や計画熟度に従って、次のとおり整理しています。

表現方法	実施主体等	計画熟度
～めざします。 ～を図ります。	市が主体、市民と協働	・目標、方向性に関する事項
～育みます。	市民と協働	
～進めます。～推進します。 ～取り組みます。 ～整備します。	市が主体	・すでに事業着手されている事項 ・おおむね 10 年以内に優先的に取り組む事項 ・新総合計画に位置づけられている事項
～努めます。	市が主体	・目標達成に時間がかかるが、継続して取り組んでいく事項
～検討します。	主体が決定していない	・目標の実現に向けて、庁内・関係機関・市民との協議・調整・検討が必要な事項
～を誘導します。 ～を促進します。 ～を働きかけます。	市が事業者の取組を誘導・促進	
～を支援します。	市が市民の活動を支援	



計画の要件

1 人口

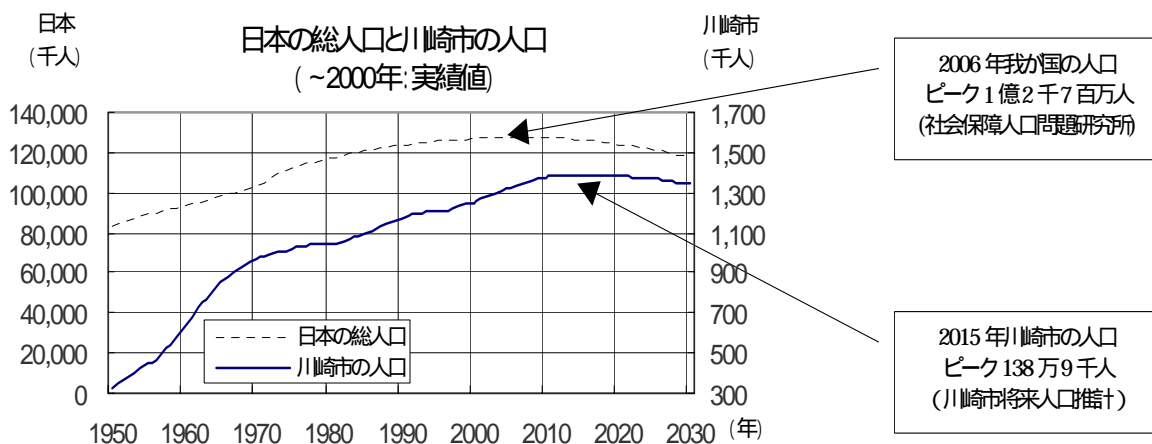
(1) 計画人口の想定

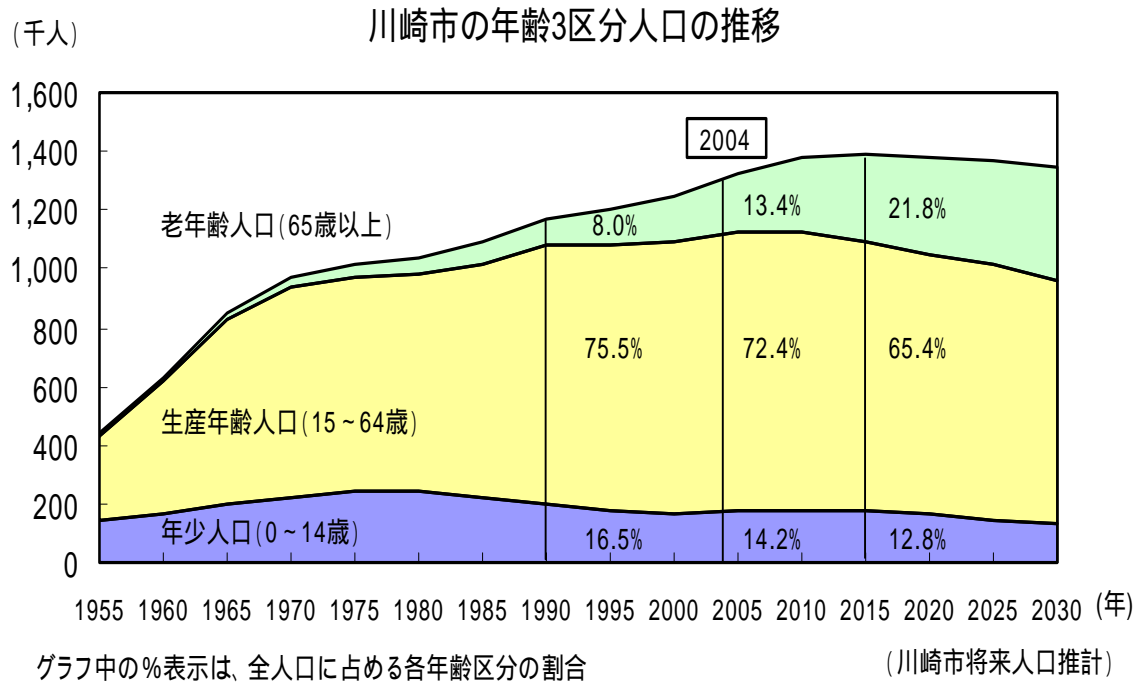
川崎市の将来における人口を次のとおり想定します。

年次	H17 (2005) 年	H37 (2025) 年
都市計画区域	1,327 千人	1,366 千人

(2) 川崎市将来人口推計

- ・平成 16 (2004) 年に 130 万人を超えた川崎市の人口は、その後、平成 22 (2010) 年には 137 万 8 千人、平成 27 (2015) 年には 138 万 9 千人と漸増を続けることが見込まれます。しかし、その後は、平成 32 (2020) 年には 138 万 2 千人、平成 42 (2030) 年には 134 万 3 千人と、長期的な人口減少傾向に転換することが予想されます。
- ・年齢区分別では、年少人口 (0~14 歳) は、平成 22 (2010) 年まで微増を続けるものの、それ以降は出生率の低下の影響から減少していくことが予想されます。また、生産年齢人口 (15~64 歳) は、平成 17 (2005) 年以降、減少過程に入ることが予想されます。その一方で、老年人口 (65 歳以上) は大幅な増加が見込まれ、老年人口における後期高齢者 (75 歳以上) の占める割合についても、平成 16 (2004) 年には 39.8%であったものが、平成 27 (2015) 年には 45.2%へと高まることが予想されます。
- ・日本は今、本格的な少子高齢社会に突入しており、これまでの人口の増加やピラミッド型の年齢構成を前提とした諸制度の大きな転換期を迎えています。特に、少子化の進行は、将来の社会を支える世代の減少を意味することとなり、今の制度のままでは、世代間の役割分担や負担に大きな影響を及ぼすこととなります。
- ・このような現象は川崎でも同様で、例えば、平成 2 (1990) 年には働く世代 9.4 人に高齢者 1 人の割合でしたが、平成 16 (2004) 年には 5.1 人に 1 人、さらにこれが、平成 27 (2015) 年には 3.0 人に 1 人と予測され、高齢者の増加と働く世代の減少が急速に進むことが予測されます。
- ・地域的には、多摩区及び麻生区が平成 32 (2020) 年まで人口増加を続けるのに対して、川崎区及び幸区は全市動向よりも早く、平成 22 (2010) 年を境に人口減少過程に移行し、その後の人口減少の速度も他区に比べて早くなることが予想されます。





区別人口の推移

(単位:千人)

	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年
全市	1,250	1,327	1,378	1,389	1,382	1,366	1,343
川崎区	194	206	210	209	206	201	195
幸区	136	145	148	147	144	141	136
中原区	198	209	215	216	214	211	208
高津区	182	201	210	211	210	208	205
宮前区	200	210	217	222	221	220	218
多摩区	197	206	210	213	214	213	211
麻生区	142	152	167	171	173	173	170

全市と各区の合計は、端数処理の関係で必ずしも一致しない。

(川崎市将来人口推計)